

令和8年度 松江市建設工事総合評価方式 改定点

(1) 企業の評価

工事成績評定点

①土木一式工事の評価対象について

土木一式工事については、同等規模以上（2,000万円以上）の工事成績のみを対象とする。

②配点について

工事成績評定点に対する加算点を見直す。

評定点の平均点を小数点第1位まで考慮することで、各社平均点をより細やかに評価する。

計算方法は、別添「令和8年度 松江市建設工事総合評価方式の運用」参照

(2) 地域貢献

①育児・介護休業制度

2024年育児・介護休業法改正（2025年4月1日、10月1日から施行）を受け、建設業においても男女とも仕事と育児・介護を両立できるよう、育児期の柔軟な働き方の実現や介護の両立支援等を推進するため、評価項目を見直す。

下記のいずれかの取組みがある場合に評価する

- ・こころカンパニーに認定されている
- ・2025年施行の育児・介護休業法で定める制度を超える場合に評価

②健康づくり・健康経営の推進

令和7年度から新規項目に追加したところ、参加事業者の多くがいずれかの制度の認定又は登録を有する実績が確認できた。また、他の福祉項目との配点のバランスを考慮し、配点を見直す。（1点→0.5点）

③建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用（新規）

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用の促進を図るため、土木系工事で評価項目に加える。

適用

令和8年4月1日以降に入札公告する工事から適用

(3) 令和9年度の改正に向けた検討事項について

地域貢献の評価項目のうち「災害等緊急対応工事及び業務の施工実績」の対象を下記のとおり見直す方向で検討している。(土木及び舗装工事の評価項目)

令和8年度まで		令和9年度(案)	
過去5年度に契約した災害復旧工事を含む緊急対応工事及び業務の施工実績を評価		過去5年度に契約した災害に関連する工事及び業務の施工実績を評価	
対 象	災害に限らず緊急対応の実績を広く対象として評価	対 象	対象を災害関連に限る。 ※件名に「災害」の記載のある工事及び業務のみを対象

今後、評価の対象となる災害等緊急対応工事及び業務は、案件名に「災害」をつけて発注します。

なお、現時点の予定であるため、今後の状況により上記(案)のとおりとならない可能性もありますのでご承知おきください。